

『C-Book 商法Ⅱ 2版 補訂版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年12月26日現在

頁	場所	誤		正		更新日
359	上から1行目	民法上も、債 務 者の受領拒絶		民法上も、債 権 者の受領拒絶		2013.12.24
479	上から10行目	第三者は商法9条1項による		第三者は 会社法 908 条 1 項 による		2013.06.08
344	10行目	民法上は、相当の期間が経過すれば申込者が 取り消し得る にすぎない(民524)		民法上は、相当の期間が経過すれば申込者が 撤回し得る にすぎない(民524)		2013.02.12
361	1～2行目	① 売主が悪意のとき(527条は526条を受けた規定であり、526条 2 項は売主が悪意の場合には同条 1 項は適用されないとしている)		① 売主が悪意のとき(527条は526条を受けた規定であり、526条 3 項は売主が悪意の場合には同条 2 項は適用されないとしている)		2013.02.12
349	図表【一方的商行為と双方向的商行為】の2列3～6行目を同図表の2列19行目に移動	商行為に適用される規定(当事者の一方または双方が商人であることを要しない規定)	承諾期間を定めないでなされた対話者間の契約の申込み(507) 承諾期間を定めないでされた隔地者間の契約の申込み(508)	当事者の双方が商人である場合の規定	承諾期間を定めないでなされた対話者間の契約の申込み(507) 承諾期間を定めないでされた隔地者間の契約の申込み(508)	2013.01.31
327	17行目	使用人 ：…		支配人 ：…		2013.01.29

348	12～13 行目	また、債権者が複数の営業所を有する場合に、その一支店で取引が行われたときには、その支店が債務の履行場所とされる（516Ⅲ）。	削除	2013. 01. 25
176	下から 14～19 行目	516 条【債務履行の場所】 1 項 略 2 項 指図債権及び無記名債権の弁済は債務者の現時の営業所、若し営業所なきときは其住所に於て之を為すことを要す 3 項 略	516 条【債務の履行の場所】 1 項 略 2 項 指図債権及び無記名債権の弁済は、債務者の現在の営業所（営業所がない場合にあっては、その住所）においてしなければならない	2013. 01. 25
176	下から 10～13 行目	517 条【有価証券の呈示】 指図債権又は無記名債権の債務者は其履行に付き期限の定あるときと雖も其期限か到来したる後所持人が其証券を呈示して履行の請求を為したる時より遅滞の責に任す	517 条【指図債権等の提示と履行遅滞】 指図債権又は無記名債権の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限か到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う	2013. 01. 25
39	下から 11 行目	(厳格様式性)	(厳格要式性)	2010. 01. 28
154	上から 16 行目	15Ⅰ	15Ⅱ	2010. 01. 28
213	上から 7 行目	その手形が時効消滅してしまったような場合	その手形上の権利が時効消滅してしまったような場合	2010. 01. 28
397	下から 4 行目	運送人は商人ですから、	運送取扱人は商人ですから、	2010. 01. 13